

令和5年度

公立大学法人滋賀県立大学  
事務用情報端末等一式要求仕様書

令和5年 4月

公立大学法人滋賀県立大学

1	調達背景および目的	3
2	事務用情報端末の現状	3
3	本調達における注意事項	3
3.1	一般的事項	3
3.2	特記事項	4
4	物品名および数量	4
4.1	事務用情報端末等仕様(ノート型パソコンおよび付属品)	4
4.2	イメージ管理システム	5
4.3	端末用ソフトウェア	5
5	保守	5
6	設定・搬入作業等	5
6.1	導入に必要となる情報の提供・処分の方法について	5
6.2	導入用の作業スペース等について	5
6.3	インストール仕様(パソコン)について	5
6.4	納品等について	6
6.5	その他	6

## 1 調達背景および目的

事務用情報端末は、平成28年度まで買取りにて調達し、端末等に故障が発生した場合は予備機と交換または修理して対応していた。しかし、基本ソフト等の老朽化によるセキュリティへの懸念や他システムとの連携、ハードウェア故障時の作業効率低下などの懸念があったため、更新を計画的に行えるよう、平成29年度から賃貸借にて調達を行っている。本調達は、平成30年度に賃貸借で調達した端末等の更新を行うものである。

## 2 事務用情報端末の現状

事務用情報端末は、本学が別途契約する Microsoft および Adobe 社のソフトウェア包括ライセンスを利用して構築している。端末利用時の認証は、本調達には含まれない Active Directory にて行っており、また、Active Directory を利用したファイル保存領域の提供を行っている。システムの復旧については、あらかじめ既存のイメージ管理システムに端末のマスターイメージを取得し、システムに不具合が生じた場合、このマスターイメージを端末にコピーし復元させている。(以下、イメージング。)今回調達する端末についても同様の方法で復元させることとする。

## 3 本調達における注意事項

今回の調達にあたり、注意しなければならないことについて以下に列挙する。

- (1) 本調達には、端末(ハードウェアおよび付属品)のみならず、それらの端末が本学指定の状態に障害なく動作することの確認作業や端末固有情報の提出、納品後の各種サポート業務が含まれる。したがってこれら業務に関わる事項についても考慮の上で入札を行うこと。なお本仕様書に一致しない端末の納品や設定が認められた場合、検収を行わないので注意すること。またこの際、原状に復元するための費用については落札者において負担すること。
- (2) 本調達には、既存のイメージ管理システムに、今回調達する端末台数分のライセンスを追加する内容を含む。なお、ハードウェアは既設のものを流用するため、本調達には含まない。
- (3) Microsoft 社のパソコン向けソフトウェアである Windows OS および Office 製品は、Microsoft 社と本学の間でソフトウェア包括ライセンス契約(EES 契約)を締結しており、この契約にて利用できるボリュームライセンスを使用する。よって、各端末にあらかじめ導入されている Windows OS は利用しないが、OEM 版等が導入されている状態で納品されても問題はない。端末の設定はマスターイメージをイメージングして行うことを予定しているため、これに対応が可能な形で納品されること。
- (4) 本仕様書に記述された機能要件を実現するために、さらに必要な機能および設備が必要であると判断される場合には、本調達に含めること。
- (5) 提案端末のうち、納入期限までにバージョンアップ版の出荷が予想されるハードウェアまたはソフトウェアがある場合、その予定時期等が記載された資料を提出すること。

### 3.1 一般的事項

- (1) 学内の事務職員等が利用している情報端末、ソフトウェア等の更新を行うものである。
- (2) 本件は、一般競争入札により落札者を決定し、落札者(または落札者およびリース業者等)と本学で5年間の賃貸借契約を締結して調達する。
- (3) 電気コンセント、給電容量、基幹LANのコンセント等は既存の端末以上に追加することはできない。
- (4) 「指定品」の記載があった場合はその記載の製品を導入すること。
- (5) 「基準品」の記載があった場合はその記載の製品を仕様の基準とし、同等または同等以上の仕様により提案を行うこと。
- (6) 提案端末については、入札前に4.1(2)に示す基準仕様を満たしていることを本学にて確認する。入札説明書記載内容に従い「機能証明書」を本学に提出し、審査を受けること。

(7) 端末(マウスなど周辺端末を含む)は、同一機種で統一すること。

(8) 本仕様書に規定されていない事項または解釈に疑義のある事項については、本学指定期日までに担当者を確認し、承認を得ておくこと。

## 3.2 特記事項

(1) 端末を大学環境で利用するにあたり、利用者への配布・個別設定は原則本学で実施するが、今回調達する端末のマスターイメージ作成は落札者が行うこと。マスターイメージ作成に必要となる、OS、各種アプリケーション、OS やアプリケーションの設定情報等は本学が用意するので、これらをマスターイメージに反映させること。詳細については、6.3(1)を参照すること。なお、システム構築に際して不具合が発生した場合、落札者は責任を持って本学と協力して問題の解決を行うこと。

(2) マスターイメージの保存およびイメージングに使用する既存のイメージ管理システムは Acronis Snap Deploy6である。端末用のストレージドライブのマスターイメージを作成、このマスターイメージを各端末へイメージングすることにより端末を設定する作業については本学側で実施する。

(3) 納品する45台のパソコンが Acronis 側で認識できない等のトラブルが発生する可能性がある。このため、最終イメージを Acronis サーバにアップロードする際に不具合が生じた場合は、落札者は責任を持って本学と協力して問題の解決を行うこと。

(4) 端末が故障し、マザーボード等を交換修理する際に、MAC アドレスが変更となった場合などに対応できるよう、Acronis Snap Deploy for PC 更新 GV 年次更新に5年間加入すること。

【指定品】Acronis Snap Deploy for PC 更新 GV 年次更新

## 4 物品名および数量

### 4.1 事務用情報端末等仕様(ノート型パソコンおよび付属品)

- (1) 数量: 45台
- (2) 基準仕様項目

項目	仕様
OS	Microsoft Windows 11 Pro 日本語版が動作すること
CPU	Intel Core i5-10210U 以上(ベース動作周波数:2.40GHz 以上) (8世代以上)
メモリ	8GB SDRAM 以上
ストレージ	M.2 SSD 250GB 以上
光学ドライブ	光学ドライブは不要。
ビデオカード	インテル UHD グラフィックス(プロセッサ内蔵) 以上 グラフィックスコントローラを内蔵し、HD(1、366×768ドット)以上の解像度で、1、677万色以上同時に発色できること。
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応 LAN ポート内蔵 無線 LAN (Wi-Fi6対応、IEEE 802.11ax/ac/a/b/g/n 準拠)を内蔵
サウンド	音源が搭載されていること(特に種類等は問わない)、スピーカーを内蔵していること。
ディスプレイ	サイズ:15.6インチワイド(A4ワイド)以上、解像度:HD 1、366×768ドット以上
付属品等	光学式マウス、AC アダプタ
その他入出力端子等	Bluetoothv5.0 以上対応、内蔵カメラ(有効画素数92万画素以上)、USB3.0TypeC × 1以上ついていても構わない、USB3.0以上×2以上、USB2.0×1以上、HDMI×1以上、ステレオマイク、ステレオスピーカー対応(4極コンボジャック)×1 以上、テンキー付キーボード
その他	・セキュリティチップ(TPM2.0)を搭載していること。 ・駆動時間は、7時間以上であること。 ・初期導入時の45台は同型、同スペックのものであり、新品であること。

保守対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質上の問題が生じた場合は、代替品の納入または無償の修理に応じるものとする。</li> <li>・サービス受付時間:月～金 9:00～17:00(土日祝祭日、年末年始(12/29～1/3)を除く)</li> </ul>
------	---

※物品の審査にあたっては、上記にあげる項目を比較する他、公式更改資料(カタログ等)の内容と比較検討した上で判定を行うものとする。

## 4.2 イメージ管理システム

4.1の事務用情報端末のマスターイメージを保存媒体に取得が可能で、マスターイメージを今回調達するすべての端末にイメージングすることが可能な、以下のソフトウェアライセンスを導入端末台数分用意すること。なお、当該ライセンスは、本学が保有している既存の Acronis Snap Deploy6サーバ(95台分のライセンスを運用中)に45台分のライセンスを追加することになるため、これに対応可能なライセンスとすること。

【指定品】既存の Acronis Snap Deploy6(6.0.3,900)サーバに、45台分のライセンスを追加し運用することが可能であること。

## 4.3 端末用ソフトウェア

端末に導入する有償ソフトウェアは本調達に含まない。提案端末のメーカーが公開しているデバイスドライバを CD または DVD メディアにて納品すること。

## 5 保守

- (1) 5年間の賃貸借契約期間中、ハードウェアに故障が発生した場合は前述の「4. 物品名および数量」に記載の通り保守・保証対応が提供されること。
- (2) 賃貸借契約期間中、障害等受付窓口(電話番号と担当者を明記した一覧)について、本学が指定する関係部署へ明示すること。また、障害等受付窓口については、記載内容に変更等が発生した場合には随時更新すること。
- (3) 保守に関する個別の指定事項は、前述「4. 物品名および数量」にて指定する。

## 6 設定・搬入作業等

### 6.1 導入に必要な情報の提供・処分の方法について

- (1) 各ハードウェアの Mac アドレス、シリアル番号、各ソフトウェアのライセンス番号およびプロダクト ID を入力して Excel データを完成の上、納品すること。
- (2) Excel データは、納品後は責任をもって消去すること。また、業務上知り得たその他の情報を含め守秘義務に徹し、外部に個人情報の漏洩等が無いよう取り扱いには十分注意すること。

### 6.2 導入用の作業スペース等について

- (1) 端末一式の納品を行う場所は以下のとおり。
  - ・滋賀県彦根市八坂町2500
  - 公立大学法人滋賀県立大学 図書情報センター
- (2) マスターイメージ作成の作業については、落札者で作業を完了させてから搬入すること。また、梱包材等は落札者で処分すること。そのほか、詳細については、別途相談すること。

### 6.3 インストール仕様(パソコン)について

- (1) 全般(パソコンの標準化)・マスターパソコンにマスターイメージを作成落札者にて実施する。

- ① マスターパソコンに本学が渡す OS を使用し、クリーンインストールを行う。インストールに伴う注意事項は本学より提出する。
  - ② OS インストール後、管理者アカウントをパソコン上に作成し、本学が用意するアプリケーション（10ヶ前後）および各種ドライバーをインストールし、アプリケーションすべてが起動することを確認およびすべてのデバイスが動作することを確認すること。インストールに伴う注意事項は本学より提出する。
  - ③ ②終了後、マスターパソコンの OS をシャットダウンする。この状態をマスターイメージとするので、この状態で納品すること。（Sysprep 等を実行する必要はない。）
  - ④ マスターパソコン以外のパソコン44台については、梱包を外した状態で納品すること。最終的に本学が最終イメージを作成し、各端末にイメージングを行うため、落札者でマスターイメージを各端末にイメージングする必要はなく、OEM 版 OS がインストールされている状態でも構わない。
- (2) システムの構築作業について  
落札者にて実施する。
- ① OS および Office 等は Microsoft 社と本学の間で包括契約である EES を契約締結しており、この契約にて利用できるボリュームライセンスを使用する。
  - ② 各種周辺端末に必要なデバイスドライバーは落札者が CD または DVD メディアで納品する。これを利用して各デバイスの設定を実施する。
  - ③ 各種ソフトウェアのインストール作業を実施する。
  - ④ 端末のネットワーク接続の設定を実施する。
  - ⑤ その他
- (3) 各端末へのイメージング作業について  
本学で実施する
- (1)で納品されたマスターパソコンに対し、本学でデスクトップの調整等、細かなマスターイメージ変更作業を行った上で、最終イメージとして Acronis サーバにアップロードおよびマスターパソコン以外のパソコン44台にイメージングを行う。必要となるスクリプトの作成、グループポリシーの作成・検証は本学で実施する。

## 6.4 納品等について

- (1) 保証書、ライセンス証書、シリアル番号、ライセンス番号等、ハードウェアやソフトウェアに関する各種書類、ドライバーを含むソフトウェアの媒体一式、その他マニュアル、取り扱い説明書、および付属品（オプションパーツ等）については、図書情報センター情報管理室に納品すること。
- (2) 保証書、ユーザ登録書等については、販売者印の押印等必要な処置をとること。また、必要に応じてユーザ登録の手続を本学に代行して行うこと。
- (3) ハードウェアの構成は仕様を満たす状態で納品すること。

## 6.5 その他

- (1) 作業中に発生した問題点、要望は作業管理者がまとめて管理し、適宜報告すること。
- (2) 情報保護等以下に示す情報保護措置を行うこと。
  - ・請負者は、業務を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、他の目的に利用してはならない。
  - ・本学の許可なくシステムから個人情報を取得してはならない。また、個人情報の漏洩を防ぐために必要な措置をとること。
- (3) 賃貸借期間満了後の取扱い  
本調達で導入されたすべての物品は、賃貸借期間満了後、落札者が回収すること。回収の際、導入業者の責任において端末内蔵 SSD は初期化を行い、情報が外部に漏えいしないようにすること。
- (4) その他  
上記以外に必要と考えられる設備については本調達に含めること。